

新ひだか町若年者等雇用促進助成金交付事業の手続きについて

中小企業者
要件
(1) 町内に事務所、店舗又は工場を有していること。
(2) 勤務する当該事業所が雇用保険適用事業所であること。
(3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する営業を行っていないこと。
(4) 義務教育修了者であって、採用時に30歳未満の若年者等を正規雇用すること。※正規雇用とは、フルタイムで従業して永久的、又は定年まで雇用期間を定めない雇用形態を指す正職員・正社員であって、「パートタイム労働者」については該当しません。(パートタイマー、アルバイト、契約社員、臨時社員、嘱託社員、準社員など)
(5) 雇用した若年者等を6か月以上継続雇用していること。
(6) 雇用した若年者等に対し、雇用した日から6か月の間に基本給とは別に5万円以上の新規雇用時に限り支給となる就職祝金等を支給していること。
(7) 雇用した若年者等が雇用された月から引き続き町内に住所を有していること。
(8) 若年者等を雇用した日前6か月の間に、事業主の都合による離職者がいないこと。
(9) 町税を滞納していないこと。
(10) 雇用した若年者等が、既にこの助成金を受けていないこと。



「若年者等雇用促進助成金交付申請書」を提出

【添付書類】

- (1) 定款の写し又は申立書
- (2) 雇用関係等確認書
- (3) 雇用した若年者等の住民票
- (4) 雇用保険被保険者を確認することができる書類の写し
- (5) 若年者等を雇用した日前6か月の間に、事業主都合による離職者がいないことを確認することができる書類
(ハローワーク浦河・静内による確認書)
- (6) 申請者の納税証明書
- (7) 若年者等を雇用した日から6か月の間に5万円以上の新規雇用時に限り支給となる就職祝金等を支給していることが確認できる書類。

※必要に応じてその他確認書類の提出をいただく場合があります。



「若年者等雇用促進助成金交付決定及び額の確定通知書」を通知



上記の通知後、「若年者等1人につき10万円」の助成金を交付

新ひだか町